

広島県告示第九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和六年二月十五日までの間、縦覧に供する。

令和六年二月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三次江津線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
安芸高田市高宮町佐々部字寺脇一九一九番一 地先から 安芸高田市高宮町佐々部字寺脇一九一九番一 地先まで	新	旧	四・四〇〇～七 ・七〇	三三・七〇	
	四・九〇〇～一 五・三〇	三・一〇〇～三 ・五〇	三三・七〇		
安芸高田市高宮町佐々部字下信木一九六一番 八地先から 安芸高田市高宮町佐々部字下信木一九六一番 一地先まで	新	旧	三・五〇〇～一 〇・二〇	四〇・九〇	拡幅
	四〇・九〇	四〇・九〇			